



## フランスにおける社会的連帯経済の発展と小売商業

著者	佐々木 保幸
雑誌名	関西大学経済論集
巻	67
号	3
ページ	365-378
発行年	2017-12-10
その他のタイトル	Development of Social and Solidarity Economy and Retailing in France
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/16437">http://hdl.handle.net/10112/16437</a>

## 研究ノート

## フランスにおける社会的連帯経済の発展と小売商業

佐々木 保 幸

## 要 旨

フランスでは、2014年7月に社会的連帯経済法（ESS法）が制定された。社会的連帯経済は営利目的の経済活動とは異なり、公的部門の活動を補完する位置づけにあり、同法は社会的連帯経済の概念を明確にし、その発展を図る目的を有する。フランスでは、このような社会的連帯経済を協同組合や共済組合、非営利組織などが担い、その経済的力量はGDPや雇用の1割程度を現出するほどである。

そして、現在のフランスにおいて、小売商業部門で社会的連帯経済の一端を担う小売業協同組合としてのCommerce Associéは、重要な経済領域を形成している。その背景には、19世紀以来のアソシエーションや「連帯」の長い伝統があるが、このような一般的背景に加えて、Commerce Associéは、ハイパーマーケット等新興の小売業態の成長に伴う競争激化に直面し、小売業者の対抗手段として発展していったのである。

キーワード：社会的連帯経済（ESS）；社会的連帯経済法；協同組合原則；アソシエーション；  
Commerce Associé  
経済学文献季報分類番号：07-33

## はじめに

フランスでは、2014年7月に社会的連帯経済法（Loi du 31 juillet 2014 relative à l'économie sociale et solidaire「社会的連帯経済に関する2014年7月31日の法律第2014-856号」（ESS法））が制定された。社会的連帯経済は営利目的の経済活動とは異なり、公的部門の活動を補完する位置づけにあり、同法は社会的連帯経済の概念を明確にし、その発展を図る目的を有する。フランスでは、このような社会的連帯経済を協同組合や共済組合、非営利組織などが担い、その経済的力量は、GDPや雇用の1割程度を現出するほどである。それゆえ、社会的連帯経済の発展を企図する基本法の制定が望まれていたのである。

本稿では、以上のようなフランスにおける社会的連帯経済の歴史や現状を概観し、その現代的意義を検討する。そして、社会的連帯経済の一端を構成するCommerce Associé（Commerce Coopératif et Associé、小売業協同組合、協同商業）について若干の考察を加

える。

## 1. 社会的連帯経済 (l'Économie Sociale et Solidaire) の概念

### (1) 社会的連帯経済の概念

社会的連帯経済法 (全 98 条) 第 1 条では、社会的連帯経済は、人間による全ての活動領域に適用される経済活動および経済発展様式の 1 つであると定義づけられ、その適用には、次のような諸条件を満たすことが必要である。それは、第 1 に利益の分配以外の目的を追求すること、第 2 に民主的統治が規約により定義づけられ組織化されていることである。その民主的統治には、加盟者や従業員、関係者による財政的な貢献のみならず、情報や参加について明記されていることが求められる。そして、第 3 に利益は主として事業活動の維持や拡大に充用され、法廷準備金は取り崩して分配できず、解散する場合は原則、全資産を社会的連帯経済に該当する法人に譲渡するような経営形態をとることである。

社会的連帯経済は財あるいはサービスの生産や加工、流通、交換、消費の領域から構成され、協同組合や共済組合、アソシエーション (Association)、財団 (基金)、一定の条件を満たす商業企業<sup>1)</sup>等の事業形態によって担われる。

社会的連帯経済に該当する事業体は、次のような社会的効用を追求する活動を行う必要がある (第 2 条)。それらは、第 1 に経済的・社会的弱者や健康的弱者、社会的医療を必要とする人々への支援、第 2 に健康的、社会的、経済的、文化的排除や不平等に対する闘い、そして市民教育や社会的紐帯、地域的結合の維持・発展への寄与、第 3 に経済的、社会的、環境的、人々の参加の面で持続可能な発展やエネルギー転換、国際的連帯に資することである。

### (2) 社会的経済と連帯経済の概念

以上が社会的連帯経済法における社会的連帯経済の定義であるが、社会的連帯経済の確立には、フランスで歴史的に培われてきた社会的経済の発展が重要であった。次にこの社会的経済について、フランス・社会的経済企業グループ会議 (CEGES) による定義をみておこう。

同会議は、社会的経済を市場経済のなかで活動する企業であるが、一般企業とは異なる企業であり、人間に奉仕するボランティアかつ連帯的な企業であり、利潤に比例してサービスを受けることができ、経済活動と社会的活動とを統合する企業であると定義づけている<sup>2)</sup>。

1) 社会的連帯経済への商業企業の適応は、社会的連帯経済および消費担当大臣であったブノワ・アモン (Benoît Hamon) のもとで制定されたアモン法 (Loi n° 2014-344 du 17 mars 2014 relative à la consommation、「消費に関する 2014 年 3 月 17 日の法律第 2014-344 号」) によって認められた (Robert Holcman (ed) (2015) *Économie sociale et solidaire*, DUNOD, p.3)。

2) ティエリ・ジャンテ著、石塚秀雄訳 (2009) 『フランスの社会的経済』日本経済評論社、42 ページ。

また、社会的経済憲章によれば、社会的経済は人間の多様なニーズに対応するもので、「より低価格で良質な財やサービスを獲得し、自主的な運営をし、他の人々と協同して企業を民主的に管理し、社会的災害と戦い、社会的投資を健全に行う」<sup>3)</sup>ものとして位置づけられている。

そして、フランスのみならず各国で展開される社会的経済は、次の5つの共通した現代的な原則によって把握することができる<sup>4)</sup>。

- ・社会的経済は、1つの運動である。
- ・社会的経済は、人々による事業活動である。
- ・社会的経済は、メンバーとして従業員、利用者をそのなかを含む。
- ・社会的経済は、自由な選択にもとづく共同所有のシステムである。
- ・社会的経済は、一般経済モデルに対する唯一の代替ではなく、全ての経済モデルに対する代案の1つである。

また、社会的連帯経済ワロン地域圏社会的経済審議会（CWES）による定義をみると、社会的経済は、主に協同組合の形態をとる会社や共済、アソシエーションによって遂行される経済活動から構成され、これらの組織倫理は、①利潤よりもメンバーや共同体のニーズの充足という目的、②管理の自律性、③民主主義的な意思決定プロセス、④資本に対する収入の配分における人間、労働の優越といった原則にもとづく<sup>5)</sup>とされる。

社会的連帯経済の形成には、このような社会的経済の存在の上に、グローバリゼーションの進展以後、その対抗運動として拡大する連帯経済の要素が加わるのである。ジャン・ルイ・ラヴィル（Jean-Louis-Laville）によると、連帯経済とは意思決定権は資本ではなく、1人1票という原則にしたがって経済活動を遂行する企業を基盤とする社会的経済の伝統の上に立脚するものであり、連帯経済の目的として、社会的・文化的な不平等や環境に関する問題との闘い、さらにはコミュニティに尽くすことを掲げている<sup>6)</sup>。

さらに、連帯経済を政治的手段という点からみると、それは代表制民主主義に立脚し、経済活動への参加者に投票権を与え形式的平等を整えるのみならず、多様なステークホルダー（利用者、労働者、ボランティア等）に対して、発言の可能性を具体化するように前進していくものであり、経済的手段という点からは、市場における資源に頼るだけでなく、公的な再分配にもとづく資源にも、また市民社会で機能する互酬性にも依拠するものであると認識

3) 同上書、42 ページ。

4) 同上書、43～46 ページ。

5) 川口清史・富沢賢治編（1999）『福祉社会と非営利・協同セクター』日本経済評論社、52 ページ。

6) ジャン・ルイ・ラヴィル編、北島健一・鈴木岳・中野佳裕訳（2012）『連帯経済』生活書院、4～5 ページ。

される<sup>7)</sup>。

このような特質を有する連帯経済が挑む課題は、地域と国際的な水準で新しい連帯を築くことによって連帯の領域を広げるとともに、経済と連帯との新しい関係をも築き上げることになり、社会的企業は、21世紀における民主主義において具体的な希望を示すような、市民社会と公権力との新しい連携を提起することになると標榜される<sup>8)</sup>。

また、社会的連帯経済に関して、リマ宣言(連帯にもとづくグローバル化に関するリマ会合、1997年)では、連帯にもとづく社会的経済は、社会的・経済的発展の中心に人間を位置づけ、連帯経済は合意と市民活動を基礎として、新たな政治的行動や人間関係の構築を実現するような集団的に実践される経済的・政治的・社会的事業にもとづくものと提起されている。そして、連帯にもとづく社会的経済の実践は非常に多様であるが、以下のような共通点が認められる<sup>9)</sup>。

- ・資本の収益を増大させることよりも、社会的ニーズを充足させることを優先し、生産活動を統一し、住民のニーズを満たす。
- ・男女の参画を前提とした、またはその参画を進めているコミュニティや社会的ネットワーク内で、全てまたは一部の住民に積極的に要請して、財やサービスを生産する。
- ・管理や決定よりもむしろ対話や協働にもとづくアソシエーション型ネットワークを、国際レベルのみならずローカル・レベル、リージョナル・レベル、ナショナル・レベルで建設する。
- ・共同で啓発的な運営方法によって、集団的で民主的な経済的・社会的な新たなルールや新たな制度を実現させる。

## 2. 社会的連帯経済法の概要

### (1) 社会的連帯経済法制定までの経緯

社会的連帯経済法は2014年に制定されるが、フランスにおいて協同や連帯に関する取組は19世紀にまでさかのぼり、今日まで培われてきたのである。その制度的変遷を簡単に振り返っておこう<sup>10)</sup>。資本主義のもたらす諸問題に対して、労働者は相互共済団体や共済組合、アソシエーションを非合法的に組織して対応していたが、ようやく1884年に制定されたヴ

---

7) 同上書、5ページ。

8) 同上書、5ページ。

9) ウィリアム・F. フィッシャー・トーマス・ポニア編、加藤哲郎監修、大屋定晴・山口響・木下ちがや監訳(2003)『もうひとつの世界は可能だ』日本経済評論社、129～131ページ。

10) ティエリ・ジャンテ、前掲書、8～21ページ、富沢賢治・川口清史編(1997)『非営利・協同セクターの理論と現実』日本経済評論社、23～26ページを参照。

アルディック＝ルソー法によって、自発的な職業組合設立が公的に認められた。社会的経済の動きは、何よりも資本主義の下での不平等や諸矛盾への闘いとして生じ、拡大していったのである。

その後、1898年には共済組合設立法が制定され、1901年には結社自由法（アソシエーション法）が整備された。このアソシエーション法の制定によって、資本をもたず、利益を追求することなくボランティアな活動を行う結社が法的に認められることとなった。アソシエーション法の精神やそれにもとづく諸活動は今日まで継続している。さらに、1915年には生産者協同組合に関する法律および労働者協同組合法が定められ、1917年には消費協同組合に関する法律、1947年には協同組合法が整備された。

草の根レベルの活動やこれらの諸法に裏打ちされた社会的経済にかかわる諸活動が推進されていくのは、1970年代以降になってからである。石油危機後の1976年には、フランスにおいて社会的経済を拡大させるべく、個別に発展してきた社会的経済組織を結束させることを企図して、協同組合・共済組合・アソシエーション連絡委員会（CNLAMCA）が設立された。そして、1980年には社会的経済憲章の採択が図られた。

フランスで公的に社会的経済への注力が本格化するのには、フランソワ・ミッテラン政権の下である。社会的経済部門の発展を図るため、同政権は1981年に社会改革・社会的経済担当部局を設置し、12月25日の政令を発した。そして、1983年には1983年7月20日法（社会的経済に関する規定）を定め、1987年には1987年7月23日法（財団に関する規定）を整備した。

2000年になると、2003年にEU協同組合法が定められ、2004年には社会的経済に関する世界会議（モンブラン会議）が開催され、グローバリゼーションが進み、資本主義の生み出す諸問題への対応が求められるなかで、社会的経済の役割は大きく拡大していくこととなる。

なお、社会的連帯経済法の制定を促した2010年代のフランス経済動向については、次節でみていこう。

## （2）社会的連帯経済法の目的

以上、社会的連帯経済を規定する社会的経済や連帯経済について素描した。社会的連帯経済法は、必ずしも明確な概念が確立されないまま、実践が先行してきた社会的連帯経済を定義づけ、それに適応する事業者に対して公的支援を行い、この部門の振興を図ることを企図している。具体的には、社会的連帯経済法では、次の5つの目的が掲げられている<sup>11)</sup>。

①特別な経営部門としての社会的連帯経済に関する認知を図る。

11) Economie-Sociale-Solidaire.Gouv.fr (2015) p.5.

- ②社会的連帯経済活動のネットワークやガバナンス、財政的支援を強化する。
- ③賃労働者の行動力を回復させる。
- ④協同の衝動を促進する。
- ⑤地域の持続可能な開発政策を強化する。

### (3) 社会的連帯経済法の主な内容

そして、以上の目的を実現するために、社会的連帯経済法では、以下のような内容が整備されている<sup>12)</sup>。

- ①社会的連帯経済会議所 (Chambre française de l'économie sociale et solidaire) を設置し (第4条)、首相の下に社会的連帯経済評議会 (Conseil supérieur de l'économie sociale et solidaire) を置く (第5条)。
- ②各地域圏 (本土22、海外県5) に社会的連帯経済地域会議所 (Chambres Régionales de l'économie sociale et solidaire) を設け (第5条)、各地域圏は県や市町村とともに、社会的連帯経済地域戦略を策定する (第7条)。
- ③協同組合では、非組合員の出資比率を議決権の35%から49%に引き上げる (第24条)。
- ④協同組合の出資において、協同組合の設立や活動を支援する協同組合振興基金 (fonds de développement coopératif) を創設する (第23条)。
- ⑤中小企業を支援する非営利組織は、企業の創設資金を調達をするために、クラウド・ファンディングを組織できる (第95条)。
- ⑥共済組合は、組合員を対象とする共済組合債権証書 (certificat mutualiste) を発行することによって、資金調達ができる (第54条)。
- ⑦フェアトレードなど社会的連帯経済に関係する製品の取引を推奨する (第13条)。
- ⑧社会的連帯経済関係者による地域通貨の発行を認める (第16条)。
- ⑨企業 (従業員数50人以上250人未満の中小企業) が自社を売却することを予定している場合、経営者は売却予定の2ヵ月前に、従業員代表に対してそのことを通知しなければならない。従業員は、経営参加型協同組合組織 (SCOP、株式会社または有限会社) を通じて当該企業を買収し事業を継承することができる (第18条 - 第22条)。

## 3. フランス経済における社会的連帯経済の地位

### (1) 社会的連帯経済を構成する法人形態

社会的経済は主に協同組合、共済組合、アソシエーション、財団 (基金) の4つの法人形

---

12) 社会的連帯経済法、国立国会図書館調査及び立法考査局 (2014) 「外国の立法」2014年11月を参照。

態から構成される。これを社会的経済の目的別にみると、従業員によるものとして労働者協同組合、利用者によるものとして消費協同組合、共済保険、医療共済組合、アソシエーション、そして事業者によるものとして農業協同組合、漁業協同組合、職人協同組合、小売業協同組合が認められる<sup>13)</sup>。

後述するように、これらの4つの法人形態のなかで、アソシエーション<sup>14)</sup>が企業数や事業数において多数を占めるが、社会的連帯経済にまで視野を広げ、社会的連帯経済地域会議所国家評議会（Conseil National des Chambres Régionales de l'Économie Sociale et Solidaire, CNCRESS）<sup>15)</sup>の加盟組織でみると、図表1のように、アソシエーションが37%を占め最大勢力であることに変わりないが、協同組合と共済組合がそれぞれ20%強となりアソシエーションにつぐ存在を示している。また、社会的企業等が10%以上となっていることも特徴的である。

図表1 社会的経済組織（CRES（S））加盟組織の構成比（2012年、%）

アソシエーション	協同組合	医療共済組合	共済保険	雇用者組合	社会的企業他
37	22	18	7	3	13

（注）総加盟数 1,096。

（出所）CNCRES（2012 a）p.7 より作成。

## （2）フランス経済における社会的連帯経済の地位

つづいて、社会的連帯経済のフランス経済における地位を確認しておこう。2015年時点で社会的連帯経済部門はGDPの10%を占め、同部門の総従業者数は238万3,000人を数える。これは全雇用の12.7%に相当する<sup>16)</sup>。このように、社会的連帯経済部門はフランス経済において一定の地域を築いているのである。10%を超える失業率に苦しむフランス経済にとって、同部門の存在は経済活性化とともに、雇用対策という側面で非常に大きな存在なのである。それゆえに、この部門のさらなる発展が期待され、社会的連帯経済法の制定につながったのである。

13) ティエリ・ジャンテ、前掲書、47ページ。

14) アソシエーションは1901年に制定されたアソシエーション法において、その定義や役割が規定されている。同法第1条では、アソシエーションの基本原則として、「1人または多数の人間が、利益分配以外の目的において、その共同の認識や活動により、恒常的に行う協約である。アソシエーションの有効性は契約と義務に基づく権利の一般原則に基づく」（同上書、61ページ）ことが掲げられている。

15) 2015年時点で、社会的経済地域会議所評議会は26存在する（Economie-Sociale-Solidaire.Gouv.fr, *op.cit.*, p.8）。

16) *Ibid.*, p.15.

そして、このような経済的地位を有する社会的連帯経済を構成する4つの法人形態の大きさは、図表2に示される。2013年時点で、アソシエーションは企業数15万（社会的連帯経済全体の94%）、事業所数18万（同78%）、従業者数180万人（同78%）、総供給高42億ユーロ（同67%）を超え、社会的連帯経済全体の大半を占めている。図表1でみたように、社会的連帯経済会議所への加盟レベルでは、アソシエーションと協同組合、共済組合の構成比はそれほど離れていないが、実際の活動では、アソシエーションの存在は極めて大きい。アソシエーションの各組織の規模は比較的小さいが、子育てや保育から高齢者支援、スポーツ振興、その他地域活動や社会的活動に至る多種多様な事業体によって担われ、フランス社会に定着した幅広い存在となっている。

協同組合と共済組合は、それぞれ企業数8,510（社会的連帯経済全体の5.2%）、813（同0.5%）、事業所数2万6,460（同12.0%）、8,062（同3.6%）、従業者数30万9,062人（同13.0%）、13万3,960人（同5.7%）、総供給高11.5億ユーロ（同18.9%）、4.7億ユーロ（同7.7%）を計上している。

図表2 社会的連帯経済を構成する法人の状況（2013年）

	アソシエーション	協同組合	共済組合	財団	合計	経済に占める比率 (%)
企業数	153,746	8,510	813	474	163,543	7.0
事業所数	185,378	26,460	8,062	1,425	221,325	9.5
従業者数	1,849,717	309,062	133,960	77,562	2,370,301	10.5
総供給高(億€)	42.8	11.5	4.7	2.2	61.2	8.5

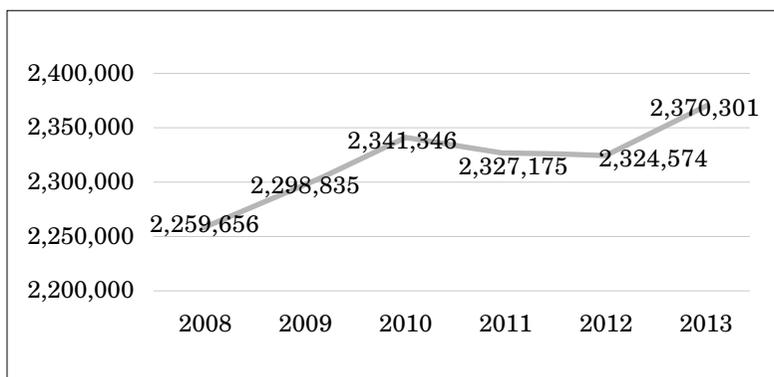
(出所) CNCRES (2015 b) p.4 より作成。

上記のとおり、社会的連帯経済部門は雇用の10%以上を占めているのであるが、図表3に示されるように、2008年に約226万人を数えた従業者数は、経済危機後も増大し2010年には230万人を超えた。その後、従業者数は微減するが、2013年には237万人に増加し、社会的連帯経済法施行後の2015年には238万3,000人まで拡大した。

米国でのリーマン・ショック後、世界的な金融危機の影響はフランスにも及び、2009年のフランス経済はマイナス成長となった。その後、GDP成長率は2%台に回復するが、2012年のフランソワ・オランド大統領就任後は、0~1%台の低い経済成長が定着している。そして、2000年代に8%台後半から9%台で推移していた失業率は、2008年に7%台に低下するが、金融危機後は再び上昇し、2013年以後は10%台で推移している。政権を問わず、フランス政府にとって、失業問題への対応は最重要課題の1つであり、二桁台に達した失業

率の改善は、オランダ政権（マニユエル・ヴァルス内閣）が優先的に取り組むべき政策課題であった。このようなフランスの経済状況をかんがみると、既に一定の雇用を現出している社会的連帯経済部門をいっそう発展させることは、政府にとって重要な政策となったのである。

図表 3 社会的連帯経済部門における従業者数の推移（2008年-2013年）



（出所）CNCRES（2015 b）p.4 より作成。

従業者数 230 万人を超え、フランスの雇用の 1 割以上を満たす社会的連帯経済部門であるが、その雇用形態は図表 4 のとおりである。フランスでは、任期を設定せずに常勤で雇用する形態が一般的である。社会的連帯経済に該当しない一般企業のほうが、任期無しで常勤雇用する比率は高いが、社会的連帯経済企業でもその比率は 50% 近くにのぼり、任期無しの常勤以外の雇用形態と合わせると同比率は 73% を超える。フランス経済において、社会的連帯経済部門は比較的安定した雇用を提供しているのである。

図表 4 社会的連帯経済企業の労働契約および雇用形態（%、2013年）

	社会的連帯経済企業				社会的連帯経済企業以外			
	任期無し	任期付き	その他	計	任期無し	任期付き	その他	計
常勤	48.0	5.5	8.9	62.5	68.9	5.4	6.3	80.6
その他	25.4	5.6	6.6	37.5	15.7	2.4	1.2	19.4
合計	73.4	11.1	15.5	100.0	84.6	7.8	7.5	100.0

（出所）CNCRES（2015 b）p.8 より作成。

この項の最後に、フランス全土における社会的連帯経済の広がりを確認しておこう。図表 5 に、フランス地域圏における社会的連帯経済に該当する事業所数（2013 年）を示して

いる。これをみると、コルシカ島や海外県も含めて、フランス全土に社会的連帯経済を担う事業所が広がっていることがわかる。社会的連帯経済企業は、イル＝ド＝フランス地域圏で3万3,379ともっとも多く、大都市リヨン（Lyon）を擁するオーベルニュ＝ローヌ＝アルプ地域圏がそれにつづき2万8,641を数える。大都市モンペリエ（Montpellier）やトゥールーズ（Toulouse）のあるラングドック＝ルション＝ミディ＝ピレネー地域圏やボルドー（Bordeaux）を抱えるアキテーヌ＝リムーザン＝ポワトゥー＝シャラント地域圏で、2万を超える社会的連帯経済企業が活動している。コルシカ島や海外県を除き、その他の地域圏でも、社会的連帯経済企業はおおむね1万を超えている。

このように、地域圏の人口規模や経済力による差はあるとはいえ、社会的連帯経済は全国的に広く存在し、各事業が展開されているのである。

図表5 フランス地域圏における社会的連帯経済の事業所数（2013年）

Il-De-France	33,379	Normandie	10,986
Auvergne Rhône-Alpes	28,641	Bourgogne-Franche Comté	10,137
Midi-Pyrénées Languedoc-Roussillon	22,848	Centre Val de Loire	9,307
Aquitaine Poitou Charentes Limousin	22,145	Corse	1,127
Provence-Alpes Côte d'Azur	16,687	La Réunion	2,046
Alsace Champagne-Ardenne Lorraine	16,602	Guadeloupe	1,178
Nord-Pas-de-Calais Picardie	15,827	Martinique	1,054
Pays de la Loire	15,353	Guyane	449
Bretagne	13,559	合 計	221,325

（注）地域圏の名称は、2016年1月1日のデクレ以前のもの。

（出所）CNCRES（2015 b）p.13より作成。

### （3）社会的連帯経済と小売商業

それでは、最後にフランスの社会的連帯経済の一端を担う小売商業についてみていこう。社会的連帯経済において、協同組合はアソシエーションにつぐ位置を占めているが、農業協同組合をはじめ多様な主体が存在する。図表6に示されるように、組合数では農業協同組合は2,850と全体の76%を占め、供給高も837億ユーロにのぼる。

組合数では80と農業協同組合はおろか職人協同組合や海運業協同組合にも及ばないが、経済的に大きな存在感を示しているのが、小売業協同組合である。小売業協同組合は企業数3万815、従業者数51万800人、供給高1,382億ユーロと、協同組合のなかで最大の存在である。小売業協同組合は、主にCommerce Associéによって担われている。

図表6 フランスにおける協同組合の指標（2012年）

	農業協同組合	職人協同組合	運送業協同組合	小売業協同組合	海運業協同組合	消費協同組合	HLM協同組合
組合数	2,850	425	46	80	134	35	171
企業数	12,400	59,000	-	30,815	-	-	-
従業者数	160,000	130,000	1,655	510,800	1,800	9,500	999
供給高	837 億€	12 億€	1.45 億€	1,382 億€	12 億€	26.5 億€	1.82 億€

（注）HLM：低家賃住宅

（出所）Coop France（2015）pp.18-25 より作成。

この小売業協同組合の地位を個別企業レベルでみたものが、図表7である。上位10社のうち、クレディ・アグリコル（Groupe Crédit Agricole）をはじめとする協同組合銀行や農業協同組合が7つを占める。しかし、供給高第1位はE.ルクレール（ACDLEC-E.Leclerc）であり、第3位はシステムU（Système U）となっている。前者の供給高（販売額）は437億ユーロで従業者数は9万6,000人であり、後者はそれぞれ232億ユーロ、7万5,000人と協同組合企業のなかでも圧倒的な地位を築いている。

小売業協同組合としてのCommerce Associéとは、独立事業者の意思にもとづき販売店の組織化を図り、彼らによって構成されかつ統制される<sup>17)</sup>。小売部門におけるアソシエーションの歴史は19世紀から始まるが、Commerce Associéは1950年代から1960年代にかけて、生産から消費に至る流通過程において、巨大生産者に対抗して、マージンを引き下げることなどを目的に、共同購入機構が設立されていくことから発展していく<sup>18)</sup>。そして、Commerce Associéは、1960年代における大型店やチェーン店の成長に対抗するために本格的な発展期を迎えることとなる。

各組織は、協同組合の7つの原則（自発的で開かれた組合員制、組合員による民主的管理、組合員の経済的参加、自治と自立、教育・訓練および広報、協同組合間協同、コミュニティへの関与）にもとづき運営される。そして、共同購入や物流、事業および販売コンセプト、マーケティングおよびマーチャンダイジング、固有ブランド、オペレーション、プロモーションおよびコミュニケーション、研修・教育、カード事業、情報化、財政支援、法律への対応指導などを展開している<sup>19)</sup>。このように、Commerce Associéは協同組合原則にもとづきながら、純然たる民間企業と同様の企業活動を追求することで高い地位を築いているのである。

17) Michel Choukroun (2013) *Le commerce associé*, DUNOD, p.8.

18) *Ibid.*, p.17.

19) *Ibid.*, pp.75-98 を参照。

図表7 協同組合の上位10企業 (2012年)

	種別	業種等	設立年	供給高 (100 万 €)	従業者数
ACDLEC-E.Leclerc	小売	SM、HM 他	1949	43,700	9,6000
Groupe Crédit Agricole	銀行	銀行	1885	31,000	150,000
Système U	小売	SM、HM 他	1894	23,209	75,000
Groupe BPCE	銀行	銀行	2009	21,946	-
Caisse d'Epargne	銀行	銀行	1818	6,800	-
Banque Populaire	銀行	銀行	1873	6,000	-
Crédit Coopératif	銀行	銀行	1893	423	2,058
Groupe Crédit Mutuel	銀行	銀行	1882	14,600	79,060
In Vivo	農業	穀物	2001	5,670	6,730
Tereos	農業	砂糖	2004	5,073	26,000
Terrena	農業	複数	2000	4,478	12,046
Astera	小売	薬品	1919	4,462	2,807
Sodiaal	農業	牛乳	1990	4,360	7,250

(注) SM：スーパーマーケット、HM：ハイパーマーケット

(参考) 29位：Gadol-Optic 2000 (小売業協同組合、眼鏡・補聴器、1962年設立) 1,140百万ユーロ、4,500人

31位：Coop Atlantique (消費協同組合、1881年設立) 972百万ユーロ、6,000人

48位：Sport 2000 (小売業協同組合、スポーツ用品、1966年設立) 560百万ユーロ、2,500人

(出所) Coop France (2015) p.42 より作成。

おわりに

現在のフランスにおいて、社会的連帯経済や小売部門でその一端を担う小売業協同組合としての Commerce Associé は、重要な経済領域を形成している。その活動は、GDP や雇用の一定部分を占め、確固たる経済的地位を築いている。その背景には、19世紀以来のアソシエーションや「連帯」の長い伝統があるが、戦後の1970年代、とりわけ1980年代以降の経済の停滞や福祉国家の退潮、社会的ニーズの多様化など、さまざまな経済的・社会的課題への対応過程のなかで社会的連帯経済部門は拡大していった。2000年代に入って、経済が停滞し失業率が10%を超える水準で推移する状況下において、雇用を保障し経済的力能を發揮するのみならず、さまざまな社会的課題に対応する社会的連帯経済部門は、フランス経済・社会を支える存在となっている。社会的連帯経済法の制定は、そのような潮流を制度的に担保するものであった。

19世紀以来のアソシエーションの歴史に加えて、Commerce Associé は、ハイパーマーケットなど新興の小売業態の成長に伴う競争激化に直面し、小売業者の対抗手段として発展していったのであるが、このような特質をもつ Commerce Associé について、その歴史や

現状、個別企業レベルの活動等を明らかにしていくことは、今後の研究課題としたい。

（付記）

本研究は、JSPS 科学研究費（基盤研究（C）15K03651）による研究助成にもとづく研究成果の一部である。

#### 参考文献・資料・URL

- Coop France (2015) *Panorama sectorial des entreprises coopératives et Top 100 2014*
- CNCRES (2012 a) *Panorama des CRES (S) 2012*
- CNCRES (2012 b) *Le mois sociale et solidaire, l'économie qui a de sens bilan 2012 5ème édition nationale du mois de l'ESS*
- CNCRES (2015 a) *Departs a la retraite des effectifs salaires de l'ESS et strategies des entreprises pour y faire face*
- CNCRES (2015 b) *Panorama de l'économie sociale et solidaire en France édition 2015*
- Economie-Sociale-Solidaire.Gouv.fr (2015) *Tout savoir et tout comprendre sur la loi économie sociale et solidaire.*
- FCA (2010, 2011) *Une année de reprise: bilan et perspectives pour le Commerce Associé*
- INSEE 各種資料
- Jean-François Draperi (2014) *Comprendre l'économie sociale 2<sup>e</sup> édition*, DUNOD
- Jean-Louis Laville (2010) *L'économie sociale et solidaire*, Éditions du Seuil
- Jean-Louis Laville (2003) *Économie solidaire : les enjeux européens*, Hermès, *La Revue* n° 36
- Laurent Gardin, Florence Jany-Catrice (2016) *L'économie sociale et solidaire en coopérations*, Presses Universitaires de Rennes
- Michel Choukroun (2013) *Le commerce associé*, DUNOD
- Robert Holcman (ed) (2015) *Économie sociale et solidaire*, DUNOD
- Sylvain Allemand, Sophie Boutillier (2010) "L'économie sociale et solidaire, une definition pluridimensionnelle pour une innovation sociale", *Marché et organisations* n° 11
- Timothée Duverger (2016) *L'économie sociale et solidaire*, LE BORD DE L'EAU
- アルバート・O・ハーシュマン、矢野修一・宮田剛志・武井泉訳（2008）『連帯経済の可能性』法政大学出版局
- ウィリアム・F. フィッシャー・トーマス・ポニア編、加藤哲郎監修、大屋定晴・山口響・木下ちがや監訳（2003）『もうひとつの世界は可能だ』日本経済評論社
- 川口清史・富沢賢治編（1999）『福祉社会と非営利・協同セクター』日本経済評論社
- 国立国会図書館調査及び立法考査局（2014）「外国の立法」2014年11月
- J. ドゥフルニ・J.L. モンソン編、富沢賢治ほか訳（1995）『社会的経済』日本経済評論社
- J. モロー著、石塚秀雄・中久保邦夫・北島健一訳（1996）『社会的経済とは何か』日本経済評論社
- ジャン・ルイ・ラヴィル編、北島健一・鈴木岳・中野佳裕訳（2012）『連帯経済』生活書院
- ジョルジュ・フォーケ著、中西啓之・菅伸太郎訳（1991）『協同組合セクター論』日本経済評論社
- スーザン・ジョージ著、杉村昌昭・真田満訳（2006）『オルター・グローバリゼーション宣言』作品社
- 田中道雄・白石善章・相原修・河野三郎編著（2010）『フランスの流通・都市・文化』中央経済社
- 田中道雄・白石善章・相原修・三浦敏編著（2015）『フランスの流通・政策・企業活動』中央経済社

富沢賢治・川口清史編（1997）『非営利・協同セクターの理論と現実』日本経済評論社  
ティエリ・ジャンテ著、石塚秀雄訳（2009）『フランスの社会的経済』日本経済評論社  
ドナルド・サスン編、細井雅夫・富山栄子訳（1999）『現代ヨーロッパの社会民主主義』日本経済評論社  
<https://www.commerce-associe.fr/>